

「三次市ブランドメッセージ」ロゴマークデザイン募集要項

1 趣旨

三次市では、令和4年3月に「三次市ブランドメッセージ」を「みよし 人よし 元気よし」に決定しました。このブランドメッセージのロゴマークデザインを募集します。決定したロゴマークは、今後、三次市民のまちへの愛着の向上と、市内外への本市の認知度向上を目的としたシティプロモーションを推進する上でのシンボルマークとして、広く活用します。

2 募集概要

(1) 募集内容

「三次市ブランドメッセージ」のロゴマークデザイン

※ブランドメッセージについては「3 ロゴマークの制作条件」欄を参照してください。

(2) 応募資格

三次市民，三次市にゆかりのある方，三次市のことが好きな方（年齢，住所，個人・法人，プロ・アマの別は問いません）

未成年者（18歳未満）の方が作品を応募する際は，親権者（法定代理人）の同意を得た上で応募してください。

(3) 応募点数

1人につき1点

(4) 募集期間

令和4年6月10日（金）～7月11日（月） 厳守

3 ロゴマークの制作条件

(1) 基本ルール

以下の内容をロゴマークのデザイン内に反映させてください。

① 三次市のブランドメッセージ「みよし 人よし 元気よし」（※1）を

セットにしたデザインとし、絵柄と文字を組み合わせることで制作すること。

- ② 「1 趣旨」に沿ったものであること。
- ③ 「広島県三次市」のロゴマークであることが認知されるよう配慮すること。それに当たり、県名及び「三次市」「三次」「MIYOSHI」「MIYOSHI CITY」など市の名称を追加で入れることは差し支えない。

(2) 募集する作品の仕様

- ① 色数や縦横比は自由とするが、フルカラー、単色、モノクロで使用、またはサイズを変えて使用する場合は考慮すること。
- ② デザインデータのファイル形式は、JPG、JPEGまたはPNGとすること。
- ③ デザインデータの画像サイズは、720ピクセル×720ピクセルの範囲内で作成すること。

(3) 制作に当たっての注意事項

- ① 応募者が独自にデザインした、国内外において未発表の作品であること
- ② 作品は、描画ソフト（種類は問わない。）により作成したものとし、手書き作品をスキャンしたものや写真に撮ったものは応募不可とする。

※1 三次市ブランドメッセージについて

三次市ブランドメッセージとは、三次市の魅力などを短い文章で表したものです。令和4年3月に「みよし 人よし 元気よし」が市内外の方の投票により、三次市のブランドメッセージとして決定しました。

<参考>三次市ホームページ「シティプロモーション」のページ

https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/hisyo_m/shisei/city_promotion/city_promotion_miyoshi.html

4 想定している使途（使用目的）

- (1) 市の発行する印刷物や市公式ウェブサイト、市公式SNSのアイコン、関

連グッズをはじめ、市の魅力を市内外に発信するときに使用します。

- (2) 三次市のホームページ内に使用申込書を置き、市が使用基準を判断し、許可を得た企業、団体、市民などは無料で使用できるものとします。

5 応募方法

三次市電子申請システムでご応募ください。

以下のURLにアクセスまたは二次元コードを読み取り、必要事項を入力の上、応募作品を添付して送信してください。電子申請システムには、本市ホームページからもアクセスできます。

※ファイル形式はJPG、JPEGまたはPNGとし、ファイル名は、応募者名とすること。

<電子申請システムURL>

https://s-kantan.jp/city-miyoshi-hiroshima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=10079

<二次元コード>



6 賞金

最優秀作品 1点 10万円 (※源泉徴収税額を含む)

一般投票で選出された上位5点の応募者(最優秀作品を除く)には記念品を贈呈

7 選考方法及び結果発表

- (1) 1次審査：市において審査を行い、候補作品10点程度を選出します。
- (2) 一般投票：1次審査で選出した作品を対象に、一般投票を実施し、得票数上位5点を選出します。

(3) 2次審査：「（仮称）三次市ブランドメッセージロゴマーク審査委員会」
において審査を行い、候補作品から最優秀作品1点を決定します。

(4) 最優秀作品の発表

令和4年8月頃（予定）

(5) その他

選考過程や選考結果に関する問い合わせは一切応じられません。

未成年者（18歳未満）の方の作品が採用された場合、賞金の授与に当たって親権者（法定代理人）の同意書を提出していただきます。

8 個人情報の取扱い

(1) 応募者の個人情報は、応募作品の選考に関する連絡その他審査事務に必要な範囲のみで使用し、これ以外の目的には使用しません。

(2) 最優秀作品に決定された場合は、採用者と相談の上、氏名、住所（市町名まで）を本市ホームページや広報紙等で公表します。

9 応募に関する注意事項

(1) デザインは、未発表のもので本募集に応募するために制作されたものに限ります。

(2) 応募作品は返却しません。

(3) 応募に要する費用については、応募者の負担とします。

(4) 電子申請システムで申請中に事故等により作品が届かない場合や不可抗力の事故及び何らかの障害でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合は、市では一切の責任を負いません。

(5) 申込完了通知は行いますが、選考の結果については、2次審査に選出された方のみ連絡します。また、選考過程及び結果に関する問い合わせは、一切お受けできません。

(6) 応募作品は、提出後に修正することはできません。

(7) 最優秀作品が、A d o b e I l l u s t r a t o r で制作されている場

合は、後日 A I 形式でのデータの提出をお願いすることがあります。

- (8) 応募者は、その応募作品が最優秀作品に決定した場合は、三次市からの修正または加工依頼に応じることに同意いただいたものとみなします。また今後、最優秀作品を基に複数のパターンを制作する予定としており、その制作に当たっても同意いただいたものとみなします。
- (9) 以下の応募は選考対象とはなりません。
 - ア 応募資格に該当しない場合
 - イ 申請内容や提出物に不備または虚偽の記載をした場合
 - ウ 応募作品が既発表のもの（W e b に掲載されたものも含む。）と同一もしくは酷似している場合
 - エ 第三者の知的財産権の侵害の恐れがある場合
 - オ 政治的・宗教的メッセージを含むもの
 - カ 反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの。公序良俗そのほか法令の規定に反するもの
 - キ 本募集要項に反する場合
- (10) 応募をもって、本募集要項に同意いただいたものとみなします。

10 著作権等に関する事項

- (1) 最優秀作品の著作権・商標権・意匠権その他一切の権利は、市に帰属します。最優秀作品の応募者が未成年者の場合は、著作権等に係る市への帰属了承等のため、親権者（法定代理人）の同意が必要です。
- (2) 他のコンクール等との同一作品での重複応募は認められません。
- (3) 最優秀作品が、既発表のものと同じ若しくは類似している場合、第三者の知的財産権の侵害の恐れがある場合、法令に反する場合または本募集要項に反する場合は、選考結果発表後であっても決定を取り消すことがあります。
- (4) 最優秀作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、市では一切の責任を負いかねますので、応募者自らの責任と費用で解決してください。なお、市が損害を被った場合は、その損害を賠償していた

だく場合があります。

(5) 最優秀作品は、加工または修正を行う場合があります。

1 1 問い合わせ先

三次市経営企画部 秘書広報課 広報戦略係

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

電話 0824-62-6396 F A X 0824-62-6223

E-mail hisyo@city.miyoshi.hiroshima.jp